

○矢掛町水道事業給水条例施行規則

昭和47年3月29日

規則第12号

改正 昭和47年規則第32号

昭和50年規則第17号

昭和51年規則第17号

平成元年規則第5号

平成9年規則第17号

平成10年規則第11号

平成11年規則第2号

平成12年規則第15号

平成15年規則第10号

平成19年規則第5号

平成20年規則第19号

平成21年12月20日規則第35号

平成24年3月1日規則第8号

令和2年12月14日規則第43号

(目的)

第1条 この規則は、矢掛町水道事業給水条例（昭和47年矢掛町条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利害関係人の同意書類の提出)

第2条 給水装置工事申込者は、条例第12条第2項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置し、又はその給水装置の改造、修繕工事をするときは、給水管所有者の同意書

(2) 他人の所有地に、又は他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書

(3) 他人の家屋に給水装置を設置するときは、建物所有者の同意書

(4) その他特別な理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 前項第1号の同意をした者が、給水装置を撤去又は廃止しようとするときは、分岐給水装置所有者に通知しなければならない。この場合において、分岐給水装置所有者がなんら

かの手続きをしないときは、給水を廃止したものとみなす。

(平10規則11・平15規則10・一部改正)

(工事申込みの取消し)

第3条 給水装置工事申込者が、次の各号の一に該当する場合には、その申込みを取り消したものとす。

(1) 給水装置工事申込者の責に帰すべき事由により設計又は工事に着手することができないとき。

(2) 工事費を指定の日までに納入しないとき。

2 工事申込の際未納金のあるときは、これを完納しなければその工事を承認しない。

(平10規則11・平15規則10・一部改正)

第4条 削除

(平12規則15)

(工事費の算出基準)

第5条 条例第17条に規定する工事費の算出基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 材料費は、その工事費に使用する材料の数量に町長が別に定める材料の単価額を乗じて算出する。

(2) 労力費は、管類の継手作業、せん類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれ作業に要する労力費の算出歩数に配管工又は人夫の賃金の額を乗じて算出し、労力費算出歩数、配管工及び人夫の賃金の額については、町長が別に定める。

(3) 路面復旧費は、道路管理者が指示する額又は道路管理者が指示する方法による復旧工事費の額とする。

(4) 間接経費は、役務費、監督費、器具損料及び事務諸費の合計とし、その額は材料費と労力費の合計額に100分の20を乗じて得た金額とする。

(昭51規則17・平10規則11・平12規則15・一部改正)

(材料の単価及び賃金の額の改訂)

第6条 前条第1号の規定により町長が定める材料の単価及び賃金の額は、毎年度初めに決定し、その年度内は変更しない。ただし、材料の価額又は賃金の額が10分の2以上変動したとき、及び特殊の場合は、この限りでない。

(平10規則11・一部改正)

(工事費の精算)

第7条 条例第18条第2項による精算額に過不足があるときは、これを還付し、又は追徴

する。

(損害の責任)

第7条の2 条例第21条第3項の規定により、濁水の発生、その他の事故によって使用者等又は一般公衆に損害を生ずることがあっても、町はその責任を負わない。

(水道メーター器の管理)

第8条 水道メーター器（以下「メーター」という。）の保管者は、メーター（保護箱及び接続金具を含む。）を管理し、き損した場合又はその機能に異常があると認めた場合は、遅滞なく町長に届け出なければならない。

(メーターの位置変更)

第9条 メーターの位置は、町長が必要と認めるものに限り、変更することができる。

2 給水装置所有者の請求による位置変更に必要な経費は、申込人の負担とする。

(共用栓)

第10条 共用栓は、かぎ給水とする。

(平10規則11・一部改正)

(基本料金の徴収)

第11条 給水の中止、廃止の届出がないとき、又はメーターが使用水量を示さない場合でも基本料金は徴収する。

(誤びゅう料金の精算)

第12条 料金徴収後料金に誤びゅうのあることを発見したときは、給水を中止したものについて過不足を追徴又は還付し、給水を継続中のものについては、次期において精算する。

(使用水量が明確でないときの認定及び料金の減免)

第13条 条例第29条第3号によるメーター又は給水装置の故障等により使用水量が明確でないときは、その水量は改修後の使用水量又は故障前3期分の平均使用水量及び前年同期の使用水量を勘案して、町長が認定する。

2 条例第33条に規定する地下埋設部分の破損及び不可抗力による事故により使用水量が明確でないときは、その水量は条例第14条に規定する指定給水装置工事業者の修繕後の使用水量又は修繕前3期分の平均使用水量（以下「確定水量」という。）とし、当該使用水量から確定水量を差し引いた残りの2分の1に係る料金を減免する。

3 条例第33条に規定する水道施設の維持管理上の工事等による赤水等の発生により飲料水として不適当と認められるときは、その水量に相当する料金を減免する。

4 前2項の減免を受けようとする者は、町の定める書類を提出しなければならない。ただ

し、次の各号の1に該当するときは、第2項の規定は適用しない。

- (1) 使用者が故意に漏水を起こしたとき。
- (2) 使用者が水道料金を滞納しているとき。
- (3) 宅内漏水が明確でないとき。

(平19規則5・一部改正)

(認定水量の訂正)

第14条 前条により認定した水量に異議があるときは、その料金の納付期日までに申し出なければならない。この場合において、水量認定の基準が不当であったときは、再認定のうえ訂正することができる。

2 認定水量により納付書を交付した後、その認定水量が過少であることが判明したときは、再認定のうえ追徴することができる。

(平15規則10・一部改正)

(水道料金徴収の期間)

第15条 水道料金は、前期の検針日の翌日から当期の検針日までを1期として算定し、徴収する。

(水道料金等の納期)

第16条 水道料金の納期は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認める場合は、条例第23条第1項第1号の規定による廃止又は中止に伴う水道料金について、随時徴収することができる。その場合の水道料金の算定については、前使用月の使用水量を基に、条例第28条及び条例第29条第1項第4号の算定方法により算出する。

A区		B区	
矢掛・小林・上高末・下高末・宇角・内田・東三成・横谷・小田		里山田・中・南山田・宇内・西川面・東川面・本堀・浅海・江良	
期別	納付期限	期別	納付期限
A1	4月末日まで	B1	5月末日まで
A2	6月末日まで	B2	7月末日まで
A3	8月末日まで	B3	9月末日まで
A4	10月末日まで	B4	11月末日まで
A5	12月25日まで	B5	1月末日まで
A6	2月末日まで	B6	3月25日まで

2 加入負担金及び工事負担金の納付については、納入通知書発行の日から10日までとす

る。

(昭50規則17・全改, 平15規則10・令2規則43・一部改正)

(債権の放棄)

第17条 条例第34条の3の規定により放棄することができる料金の債権は, 消滅時効の起算日から5年を経過し, かつ, 次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 料金の債務者(以下「債務者」という。)が死亡し, 当該債務を相続する者がいないとき。
- (2) 調査しても債務者の所在が不明であるとき。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号), 会社更生法(平成14年法律第154号)その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責を免れたとき。
- (4) 料金の債権の金額が小額で, 回収に要する経費に満たないとき。

(平19規則5・追加)

(諸届出用紙)

第18条 給水に関する請求その他届出用紙は, 町が交付する。ただし, 指定給水装置工事事業者は, 町の指定する様式により自己の用紙を使用する。

(平10規則11・一部改正, 平19規則5・旧第17条繰下)

(届出等の様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な届出等の様式は, 別に定める。

(平19規則5・旧第18条繰下)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第20条 条例第45条第4項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は, 次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に定める管理基準に準じて管理すること。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は, 前号の管理に関し, 1年以内ごとに1回, 定期的に給水栓における水の色, 濁り, 臭い, 味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(平15規則10・追加, 平19規則5・旧第19条繰下)

(矢掛町水道用地の管理)

第21条 矢掛町が管理する水道用地の管理に関し必要な事項は, 矢掛町道路及び普通河川等管理条例(平成13年矢掛町条例第27号)及び矢掛町道路及び普通河川等管理条例施

行規則（平成13年矢掛町規則第36号）を準用するものとする。

（平20規則19・追加）

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年規則第32号）

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年規則第17号）

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第5号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の矢掛町水道事業給水条例施行規則の規定は、平成11年4月1日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第15号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第10号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第19号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年12月20日規則第35号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。